

学校感染症による出席停止について

学校感染症の診断を受けた場合は、学校保健安全法により学校へは出席停止となります。出席停止のねらいは、該当児童・生徒の早期回復と十分な休養、他者への感染拡大防止です。医師から登校許可を受けましたら、保護者の方が下の登校許可書に記入・押印し提出してください。

御不明な点がございましたら、保健室までお問い合わせください。

主な学校感染症の種類	出席停止の期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで ※症状が出た日は0日になります。症状が出た次の日が1日目となります。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
その他の伝染病 手足口病・溶連菌感染症・伝染性膿痂疹(とびひ)・伝染性紅斑(リンゴ病)・ヘルパンギーナ 流行性嘔吐下痢症・マイコプラズマ感染症 RSウイルス感染症・肺炎球菌性感染症 流行性角結膜炎・()他	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで

キリトリセン

保護者→担任→保健室

学校感染症登校許可書

診断名 _____

欠席期間 _____月_____日() ~ _____月_____日()

_____病院_____先生を受診した結果、

_____月_____日()より登校を許可されましたのでお知らせします。

平成 _____年 _____月 _____日

小・中・高_____年 氏名_____

保護者名_____印